

奈良県土木部施工体制確認調査実施要領（測量等調査業務）

第1 目的

この要領は、奈良県土木部が実施する測量等調査業務に係る入札について、施工体制確認調査を実施するために必要な事項を定め、もって業務の適正な執行の確保を図ることを目的とする。

第2 定義

- (1) この要領において、「施工体制確認調査」とは、業務の落札者を決定する際に、あらかじめ入札者の施工体制を確認する調査をいう。
- (2) この要領において、「最低価格入札者」とは、有効な入札を行った者の内、最も低価格で入札を行った者とする。
- (3) この要領において、「測量等調査業務」とは、次に示す業務をいう。
 - ア 測量業務
 - イ 地質調査業務
 - ウ 補償コンサルタント業務

第3 施工体制確認調査対象業務

施工体制確認調査の対象業務は、指名競争入札及び一般競争入札による測量等調査業務とする。

ただし、地方自治法施行令167条の10の2第1項（地方自治法施行令第167条の13の規定により準用される場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札（総合評価落札方式）の場合を除く。

第4 入札参加者への通知

入札執行者は、次の事項について公告、入札説明書及び入札通知書等において、入札参加者へ通知すること。

- (1) 施工体制確認調査を実施すること。
- (2) 入札が行われたのち、落札者の決定を保留し、施工体制確認調査を行い、入札者全員に対し後日結果の通知を行うこと。
- (3) 最低価格入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 入札に参加する者は、入札時に、第6に定める書類を提出しなければならないこと。提出がなかった場合は失格となること。
- (5) 有効な入札を行った者は、資料の提出及び事情聴取に協力しなければならないこと。なお、この資料の提出及び事情聴取に応じない場合は失格となること。

第5 入札の執行

- (1) 入札に参加する者は、入札時に、入札書とは別に封緘した第6に定める書類を提出するものとする。
- (2) 入札の結果が確認されたのち、入札執行者は、入札者又は立会人に対して「保留」と宣言し、有効な入札を行った者に対して、施工体制確認調査を実施する旨を告げる。なお、最低価格入札者が複数の場合は、くじ引きにより、調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる）を決定するものとする。
- (3) 入札執行者は、有効な入札を行った者に対し、施工体制確認調査により、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。
- (4) 入札執行者は、入札終了後、第7に定める契約審査会（以下「審査会」という。）にその旨を報告し、開札録の写し及び有効な入札を行った入札者から提出された第6に定める資料を送付するものとする。

第6 施工体制確認調査の提出書類及び確認事項

施工体制確認調査は次の各号に掲げる事項について実施するものとし、提出書類は別紙1に定めるとおりとする。また、提出書類に疑義がある場合は聞き取り調査を行うことができる。

- (1) 予定技術者の資格及び経験
 - ・ 必要な資格を有する技術者が配置されること。
- (2) 業務実施体制
 - ・ 契約対象業務の実施のため、当該配置予定技術者が分担する役割に十分な資格を有すること。
 - ・ 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。
- (3) 手持ち機械等の状況（測量及び地質調査業務に限る）
 - ・ 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象業務で使用予定であること又はリース予定であること。
- (4) 見積もり根拠
 - ・ 数量総括表に対応した内訳書となっていること。
 - ・ 契約対象業務の実施に必要な経費が計上されていること。
- (5) その他、入札執行者が必要と認める事項

第7 施工体制確認調査の実施

- (1) 施工体制確認調査は、審査会が行う。
- (2) 審査会は、会長及び委員をもって構成する。

- (3) 審査会の構成及び事務局は、別途定める。
- (4) 入札執行者は、入札者から提出のあった第6に定める書類を速やかに審査会に送付するものとする。
- (5) 審査会は、入札執行者から送付のあった書類に基づき速やかに施工体制確認調査を実施するとともに、その他必要な内容についても併せて調査するものとする。
- (6) 審査会事務局担当係長、業務担当係長及び入札執行担当係長等は、事前に提出書類の審査を行うとともに必要に応じて事情聴取を行い、その結果を審査会に報告するものとする。

第8 施工体制確認調査後の落札者の決定

- (1) 調査の結果、適正な業務の確保がなされると認められる場合の措置
 - ア 審査会は、調査対象者の施工体制により適正な業務が確保されると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
 - イ 入札執行者は、アの通知を受けたときは直ちに調査対象者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。
- (2) 調査の結果、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる場合の措置
 - ア 審査会は、調査対象者の施工体制によっては適正な業務がなされないおそれがあると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
 - イ 入札執行者は、アの通知を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）について、第7以降と同様の手続きを行い、落札者を決定する。ただし、次順位者が複数ある場合は、くじ引きにより、調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる）を決定のうえ、第7以降と同様の手続きを行い、落札者を決定する。この場合、複数の入札者について並行して調査を行うことができるものとする。
 - ウ 入札執行者は、次順位者を落札者とした場合には、次の通知を行うものとする。
 - (ア) 当該落札者には、落札決定等の通知
 - (イ) 調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知
 - (ウ) その他の入札者には、落札決定を行った旨の通知

第9 審査会による適正な業務の確保がなされないおそれがあると判定する基準

(1) 審査会は、次のいずれかに該当すると認められる場合には、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者（第8(2)イにより、次順位者が施工体制確認調査の対象となった場合の次順位者を含む。）を失格とする。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

ウ 積算内訳等が設計仕様に適合しない場合

エ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

オ 上記のほか、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(2) (1)の外、審査会は、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

第10 施工体制確認調査結果の概要の公表

入札執行者は、施工体制確認調査の結果の概要について、調査終了後、速やかに公表するものとする。

第11 契約後の取扱い

入札執行者は、本調査を経て契約をおこなった測量等調査業務については、本調査で提出された資料等を監督職員に引き継ぐ。監督職員は仕様書で定められた業務計画書（補償コンサルタント業務にあつては、業務工程表。以下同じ）の内容のヒアリングをおこなうこととし、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認をおこなうこととする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年6月1日から施行する。